

被災者住宅再建支援事業の実施期間延長について

岩手県復興局生活再建課

東日本大震災津波により、岩手県内の自宅が全壊等の被害を受けた方が、県内に住宅を建設または購入する場合に補助が受けられる「被災者住宅再建支援事業」の実施期間を、当面、平成30年度まで2年間延長することとしました。

申請方法など、詳しくは、住宅を建設または購入する市町村の窓口へお問い合わせください。

○ 被災者住宅再建支援事業

(1) 補助対象者

次の2つの要件をいずれも満たしている世帯主

- ア 岩手県内で、東日本大震災津波により、居住する住宅が全壊又は半壊解体して被災者生活再建支援金の基礎支援金を受給
- イ 岩手県内に自宅を建設又は購入して加算支援金（建設・購入）を受給

(2) 補助額

- ア 複数世帯 100万円
- イ 単身世帯 75万円

※ 補助の要件や支給方法において、独自の条件がある市町村があります。

[お問い合わせ先] 住宅を建設または購入する市町村の窓口